

令和4年度



三次市水道事業会計予算

三 次 市

議案第8号

令和4年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 19,785戸 |
| (2) 年間総給水量 | 4,525,225 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 12,398 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 839,660千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	1,810,632千円
第1項 営業収益	1,118,205千円
第2項 営業外収益	692,377千円
第3項 特別利益	50千円
支	出
第1款 水道事業費用	1,771,506千円
第1項 営業費用	1,710,733千円
第2項 営業外費用	59,272千円
第3項 特別損失	501千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額638,320千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,523千円、過年度分損益勘定留保資金584,797千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	799,480 千円
第1項 企 業 債	462,600 千円
第2項 補 助 金	131,270 千円
第3項 出 資 金	115,210 千円
第4項 補償金及び負担金	90,400 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,437,800 千円
第1項 建 設 改 良 費	839,660 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	597,540 千円
第3項 予 備 費	600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水質の維持管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	契約に定める額
設備点検、保安管理業務委託に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設整備事業	452,600 千円	証 書 借 入	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては当該見	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債
現年災害水道施設復旧事業	10,000 千円			

	直し後の利率)	に借換えをする ことができる。
--	---------	--------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,084千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、297,571千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,693千円と定める。

令和4年2月25日提出

三次市長 福岡誠志